

## 事業場内メンタルヘルス推進担当者 必携(第3版) 追補

平成 27 年 11 月 30 日に以下の指針及び通達が改正されました。適用はいずれも同年 12 月 1 日。

### ●別添資料1 労働者の心の健康の保持増進のための指針 (本書 P.133)

平成 26 年 6 月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 82 号)」の施行に伴う所要の改正が行われました。(健康保持増進のための指針公示第 6 号)

指針全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060331-2.pdf>)

### ●別添資料2 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が構 すべき措置に関する指針 (本書 P.145)

派遣労働者に関して派遣元事業者及び派遣先事業者が講ずべき措置を明らかにするため、所要の改正が行われました。(心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 2 号)

指針全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150511-2.pdf>)

### ●別添資料7 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 (本書 P.204)

平成 26 年 6 月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 82 号)」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏まえて、留意事項通達について所要の改正が行われました。(基 発 1130 第 2 号)

通達全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

([http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/PDF\\_7.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/PDF_7.pdf))